

# 『自動車保険』掛け方ガイド・・vol. 30 自動車保険概要④

前回は自動車事故の走行時の原因について、また前々回は損害賠償についてその法的根拠という観点で考えてみました。そこで今回から自動車事故において個人が担う責任について考えてみます。安全運転の大切さを今一度確認してみたいと思います。

自動車事故を起こしてしまった場合、いろいろなケースがありますが、場合によっては、民事責任、刑事責任、行政処分などの責任を負わねばならないことがあります。今回は刑事責任についての一例をまとめてみました。

最近、悪質な自動車事故を危険運転致死傷罪で検察が立件できるのか、といった報道をよく聞かれると思います。このことを含めて刑事責任を問われる場合の一定義を記載します。自動車運転死傷行為処罰法5条に「自動車の運転上必要な注意」という表現が出てきます。

**交通事故** → **自動車の運転上必要な注意** → NO → **自動車運転過失致死傷罪**

**自動車の運転上必要な注意**とは

「運転者が、自動車の各種装置を操作してそれらを自らのコントロール下におくという、自動車を動かす上で必要な注意」となります。実際は個々の事故によって判断されます。

昨今の報道でご承知のように大変悪質な自動車運転の結果大変な惨事が起こっています。

しかし過去においてはより刑罰の重い**危険運転致死傷罪**への構成要件が厳しかったため実際の危険運転（飲酒、危険ドラッグ等飲用時での運転など）に即した科刑がなされていませんでした。そこで刑法等の改正が行われ厳しい科刑が行われるようになっています。

**危険運転致死傷罪に該当する危険運転とは**

- ① アルコールまたは薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を運転すること。
- ② 自動車の進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為。
- ③ 自動車の進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為。
- ④ 他人または他車の通行を妨害する目的で、走行する車の直前に進入するなど通行中の人または車に著しく接近し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為。
- ⑤ 赤色信号（又はこれに相当する信号）をことさら無視し、かつ重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為。
- ⑥ 通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為。
- ⑦ アルコールまたは薬物もしくは運転に支障を及ぼすおそれのある病気の影響により、正常な運転に支障が生じるおそれのある状態で自動車を運転した場合において、これによって正常な運転が困難な状態に陥り、人を死傷させた場合。

安全運転は勿論ですがこのような事を知っていることも大切ではないでしょうか。